

令和5年第6回 湧別町農業員会総会議事録	
1. 会 期	令和5年6月30日(金) 13時30分 開会 14時00分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
3. 議 件	
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について
日 程 第 2	会期の決定について
日 程 第 3	諸般の報告について
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
日 程 第 6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
以下余白	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美		3 羽田 雄一	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	
9 藤井 和人	10 中原 修	11 渡辺 健一	12 島田 宗央
13 長屋 教幸	14 関口 哲治	15 松下 眞二	
	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
2 三澤 実 8 小崎 勝敏 16 安藤 弘司			
17 久保 拓也			
6. 事務局			
事務局長 宮本 則幸 主 事 野村 亮太			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和5年第6回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、21名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により本日の議事録署名委員は、19番 松橋委員及び20番 千葉委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和5年5月26日に開催されました令和5年第5回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>5月30日(火)、東京都におきまして、北海道選出国會議員要請集会及び令和5年度全国農業委員会会長大会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>6月19日(月)、コミュニティセンター1階大会議室におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに秋葉委員、松田委員、佐藤弘朗委員、渡辺委員が出席しております。</p> <p>6月20日(火)、議会議場におきまして、令和5年第2回湧別町議会定例会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>6月21日(水)、札幌市におきまして、一般社団法人北海道農業会議第95回総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>本日、令和5年第6回湧別町農業委員会総会を開催致しております。以上、活動状況の報告と致します。</p>

議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをご覧下さい。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において3件提出されております。内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧下さい。その1、証明願出人、所有者ともに 志撫子、●●●●さんです。土地の所在ですが、計呂地●●番●外計3筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は2,977㎡で、利用状況は雑種地及び原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は羽田委員、栗田委員、長屋委員でございます。 (別冊資料1・2ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の4ページをご覧下さい。その2、証明願出人、所有者ともに 北見市、●●●●さんです。土地の所在ですが、計呂地●●番●外計6筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は20,209㎡で、利用状況は雑種地及び宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は羽田委員、栗田委員、長屋委員でございます。 (別冊資料3・4ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の5ページをご覧下さい。その3、証明願出人、所有者ともに 栄町、●●●●さんです。土地の所在ですが、計呂地●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は716㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は羽田委員、栗田委員、長屋委員でございます。 (別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案の通り可決されまし</p>

議 長	<p>た。</p> <p>日程第 5、議案第 2 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページをご覧ください。議案第 2 号、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約を行い、同法第 18 条第 4 項及び第 6 項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めらるるものであります。本総会において 6 件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の 7 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 番、利用権の設定をした者、栄町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北見市、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番●外計 2 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 34,496㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和 3 年 3 月 30 日から令和 12 年 1 月 30 日までの 10 年間として集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和 5 年 6 月 22 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 6 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 2 番、利用権の設定をした者、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村一区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村一区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は 780㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和 3 年 1 月 27 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年間として集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和 5 年 6 月 19 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 11 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 3 番、利用権の設定をした者、南兵村一区、●●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村一区、●●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村一区●●番●外計 4 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 12,137㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和 3 年 1 月 27 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年間として集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和 5 年 6 月 19 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 12 ページにより位置説明)</p>

事務局

続きまして番号4番、利用権の設定をした者、錦町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村一区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村一区●●番●の内外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は4,859㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年6月29日から令和9年12月31日までの10年間として集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により令和5年6月19日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料8・13ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をした者、南兵村一区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村一区、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村一区●●番●外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は14,015㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和4年4月25日から令和14年12月31日までの10年間として集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により令和5年5月18日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をした者、南兵村一区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村一区、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村一区●●番●外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は25,424㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和4年2月25日から令和14年12月31日までの10年間として集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により令和5年5月18日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第2号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番について、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により●●番 ●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。

(●●委員退席)

議長

休憩前の引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。
	(●●委員着席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。続きまして●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(●●委員退席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。
	(●●委員着席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第2号の残りの議案について、質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第2号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議

議 長	ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
事務局	<p>日程第 6、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書の 8 ページをご覧ください。議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が 4 件、賃借権が 4 件、使用貸借が 1 件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の 9 ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号 1 番、所有権の移転をする者は、栄町、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計 10 筆で合計面積は 88, 221 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 5 年 6 月 30 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 5 年 11 月 30 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3, 245, 000 円でございます。</p> <p>(別冊資料 6・7 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 2 番、所有権の移転をする者は、錦町、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●で面積は 1, 999 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 5 年 6 月 30 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 5 年 8 月 31 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、359, 000 円でございます。</p> <p>(別冊資料 8 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 3 番、所有権の移転をする者は、南兵村一区、●●</p>

事務局

●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村一区、●●●●さん
でございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●
外計6筆で合計面積は14,015㎡であり、利用権設定等の種類は
所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑
でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年6月30
日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年10月31日とな
っており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきまし
ては、3,223,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、南兵村一区、●●
●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村一区、●●●●さん
でございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●
外計6筆で合計面積は25,424㎡であり、利用権設定等の種類は
所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑
でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年6月30
日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年11月30日とな
っており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきまし
ては、5,311,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして議案書の10ページをご覧ください。賃借権でございます
番号1番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さん
で、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでござ
います。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●の内
面積は780㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法
律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用
権の期限でございますが、本日、令和5年6月30日から令和15年
12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は5,000円
でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●
●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さん
でございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●
外計4筆で合計面積は12,137㎡であり、利用権設定等の種類は
賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通
畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年6月
30日から令和15年12月31日までの10年間となっており、賃
貸価格は84,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

事務局

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、錦町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●の内外計3筆で合計面積は2,421㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年6月30日から令和9年12月31日までの4年間となっております、賃貸価格は9,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、中湧別南町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、志撫子●●番●外計4筆で合計面積は36,750㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年6月30日から令和9年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は46,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

議案書の11ページをご覧ください。続きまして使用貸借です。番号1番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計33筆で合計面積は187,534㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借件で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年6月30日から令和25年3月31日までの20年間となっております。

(別冊資料15・16ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第3号についての質疑を行います。先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。

(●●委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第3号の残りの議案についての質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案について採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>

議 長

異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。

本総会に付された議案は、すべて終了しました。
これで令和5年第6回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時00分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員